



Title	カントの「判断力批判」における 美的判断の構造についての覚え書 -趣味判断の分析-
Author(s)	井上, 義彦
Citation	長崎大学教養部紀要. 人文科学. 1975, 15, p.197-208
Issue Date	1975-01-25
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10069/9641">http://hdl.handle.net/10069/9641</a>
Right	

This document is downloaded at: 2019-09-18T18:14:23Z

# カントの「判断力批判」における 美的判断の構造についての覚え書

—— 趣味判断の分析 ——

井 上 義 彦

## Bemerkungen über die Struktur des ästhetischen Urteils in Kants “Kritik der Urteilskraft”

——die Analyse des Geschmacksurteils——

YOSHIHIKO INOUE

カントは、「判断力批判」において、美の分析を趣味判断の分析によって究明している。従ってカントにおいては、美的判断は趣味判断である。

「対象を美しい (schön) と名づけるために必要とするものは、趣味判断の分析によって発見されねばならない。そこで私は、この判断力がその反省において顧慮すべき諸契機 (Momente) を、判断の論理的機能に従って求めてみた。<sup>(1)</sup>」

かくして、カントの美の分析は、趣味判断の分析として、判断の四つの様式 (カテゴリー)、即ち質、量、関係、様相という四つの契機から論究されているのである。我々もカントの論究の仕方に倣って、その順序で論述し、それを通して、美的判断力批判の根本的問題たる美的判断の成立と構造及び美的判断の普遍的妥当性の問題を考察することにする。

### § 1. 「質」的考察——「無関心性」

趣味判断は、その第一契機たる「質」(Qualität)の観点から見て、次のように定義されている。——「趣味とは、対象もしくは表象の仕方を、一切の関心なしに満足あるいは不満足によって判定する能力である。かかる満足の対象が美と名づけられる。<sup>(2)</sup>」(Geschmack ist das Beurteilungsvermögen eines Gegenstandes oder einer Vorstellungsart durch ein Wohlgefallen oder Mißfallen ohne alles Interesse. Der Gegenstand eines solchen Wohlgefallens heißt schön.)

趣味判断は、その質に関して「無関心性」(Interesselosigkeit)によって性格づけられてい

る。そして美とは、無関心なる満足の対象なのである。では、かかる趣味判断の無関心性とは、如何なるものであろうか。

美的判断（即ち趣味判断）は、そもそもカントによると、認識判断のように表象を悟性によって客観に関係させることをしないで、構想力と悟性とによって表象を主観の「快・不快の感情」（*das Gefühl der Lust oder Unlust*）に関係させるところに成立するのである。この表象と快・不快の感情との関係は、主観的であるから、かかる関係においては、「主観は、表象によって触発されるままに自分自身を感じている<sup>(6)</sup>」ということであって、客観的には何物をも指示されないのである。それ故に、美的判断（*das ästhetische Urteil*）は、論理的認識判断ではなくて、その判断の規定根拠が主観的であるという意味において、“*ästhetisch*”なのである。だから、換言すると、こうした *ästhetisch* な判断においては、「表象は全く主観にのみ関係する、しかも快・不快の感情という名のもとに主観の生命感情（*das Lebensgefühl*）に関係する<sup>(4)</sup>」のである。

かくして、ある対象が美しいかどうかを判断する場合に肝要なことは、その対象の存在ではなくして、その対象の表象が私の中において満足を伴っているかどうかという点にあるということである。そして対象の存在は、総じて我々に関心を喚び起すが故に、美に関する判断は、それにいささかでも関心が混入するならば、甚しく不公平（*parteilich*）であり、そして純粋な趣味判断とは云えない。趣味判断は、対象の存在に関わることなく、ただその対象の表象にのみ関わるのが、留意されねばならない。「趣味の事柄に関して裁判官の役目を演ずるためには、我々は事物の實在にいささかたりとも心を惹かれてはならず、むしろその点においては全く無関心（*gleichgültig*）でなければならない。<sup>(6)</sup>」

こうした趣味判断の重要な特色たる「無関心の満足」（*das Wohlgefallen ohne alles Interesse*）という性格づけは、それを「関心と結びついた満足」と対比検討することによってより闡明にされるであろう。

我々にとって可能な満足たりうるものは、結局のところ快適（*angenehm*）、美（*schön*）、善（*gut*）の三者である。そして、「快適、美、善は、表象と快・不快の感情との相異なる三つの関係を標示する。<sup>(6)</sup>」かくして、快適とは、「感官にとって感覚的に快いもの」、即ち感覚的欲望の対象である。美とは、「全き関心なき満足」、即ち「単に快いもの」である。善とは、「理性を介して単なる概念によって快いもの」、即ち客観的価値が承認されるものである。快適と善は、欲求能力に関わり、いずれも対象の存在に関心を有する。しかし美のみは、ひとり対象の存在に無関心なのである。又、快適は、理性をもたない動物にも妥当する。美は、動物的であって、しかも同時に理性的な存在者たる人間にのみ妥当する。しかし善は、およそ理性的存在者一般に妥当する。それ故に、上述の三通りの場合において、「満足は、それぞれ傾向性（*Neigung*）、恩寵（*Gunst*）、尊敬（*Achtung*）に関係する。<sup>(7)</sup>」と云えるのである。

美の快感を、我々が美的判断をなしている心的状態から考察してみると、人はそこでは、感覚的傾向性によって拘束されもせず、又尊敬によって命令されもせずして、認識能力の自由な

遊びにおける靈妙な調和に感じ入っているのである。「これら三種の満足のうちで、美に関する趣味の満足だけが、無関心でかつ自由な唯一の満足である。<sup>(6)</sup>」だから、美的判断における認識能力（構想力と悟性）相互の自由なる調和せる「遊び」（Spiel）は、天の恵み（恩寵）とも云うべき美の快感の根拠であり——「恩寵こそ、唯一の自由な満足である。<sup>(6)</sup>」——、単に動物的でも、又単に英知的でもなく、その中間的存在たる人間にのみ生起可能なのである。

美は、純粹にあらゆる関心なしに求められねばならない。従って、人は対象の存在にではなく、ただ対象の表象に美的満足を見出しうるのである。「美は、主観の感情に関係しない限り、それ自体だけでは無（nichts）である。<sup>(6)</sup>」かくして、美は無関心なる満足（Wohlgefallen ohne alles Interesse）の対象として規定されうるのである。美的快感は、ただ対象の表象への満足である。いかなる関心も対象に寄せられていないということに、美の本質はあるのである。我々に美として意に適うべきものは、全て意図とのいかなる関係からも自由でなくてはならない。美的満足とは、関心なく概念なき満足である。ところで、美的判断というものは、美しいという述語の適用さるべき或る対象を必ず前提にしている。しかし美の把握（即ち述語づけ）は、ただ完全な無関心的な省察においてのみ可能である。だから、かかる美的状態とは、いかなる関心からも自由である純粹な省察、言い換えると観照という心的状態に他ならない。それは、換言すれば、認識能力の自由なる遊戯（Spiel）の状態なのである。

## § 2. 「量」的考察——「普遍性」

趣味判断は、その第二契機たる「量」（Quantität）の観点から見て、次のように定義されている。——「美とは、概念なしに普遍的満足の対象として表象されるものである。<sup>(6)</sup>」（Das Schöne ist das, was ohne Begriffe als Objekt eines allgemeinen Wohlgefallens vorgestellt wird.）

上の規定から明らかなように、趣味判断の量的性格は、「普遍性」（Allgemeinheit）にあることになる。

だが、そうすると、ここに奇妙な問題が出現する。趣味判断は全て、論理的量に関して云えば、「単称的判断」（einzelne Urteile）なのである。趣味判断は、「全てのバラは美しい」とか、「バラは一般に美しい」というような全称判断をなしえない。こうした判断は、美的判断ではなくて、論理的判断である。美的判断は、これに対して「このバラは美しい」というような、あれこれの特定のバラの花を対象とするのである。だから美的判断の主語は常に特定の個物でなければならない。そうすると、美的判断は、常に特定の個物に関する単称判断である。しかし趣味判断の量的性格として、さきほど「普遍性」が導出された。それ故に、普遍性が趣味判断に対して要求されるのである。趣味判断は、単称判断でありつつ、しかも同時に全ての人に普遍妥当的（allgemeingültig）であらねばならない。これは、趣味判断の奇妙な性格というよりも、むしろ特性なのである。「趣味判断の特性は、この判断が主観的妥当性（subjektive Gültigkeit）しかもたないにも拘らず、全ての主観の同意を要求するところにある。<sup>(6)</sup>」

かかる「普遍的賛同」(allgemeine Stimme)は、趣味判断の有する「普遍性の美的量<sup>63)</sup>(eine ästhetische Quantität der Allgemeinheit)なのであるが、それは如何にして可能であるのか。

カントは、上述の第二契機からの趣味判断の説明は、第一契機の説明から「帰結されうる<sup>64)</sup>」と述べている。これは、如何なる事態を示唆するのか。

それは、人は誰れでも対象に関する彼の満足が一切の関心なしにあることを意識する限り、彼の満足には、同時に全ての人に対する満足の根拠が含まれていなければならないということを示唆するのである。つまり、一切の関心から離脱しているという意識を伴う趣味判断には、客観に依存するような客観的普遍性が属するのではなくて、「全ての人に対する妥当性の要求」(ein Anspruch auf Gültigkeit für jedermann)、換言すると「主観的普遍性への要求<sup>65)</sup>」(ein Anspruch auf subjektive Allgemeinheit)が結びついているのである。趣味判断は、第一契機に関して指摘されたように、いかなる関心にも基づきえず、従っていかなる概念にも基づきえない。「概念から快・不快の感情へのいかなる移行も在りえない<sup>66)</sup>」からして、趣味判断の普遍性は、概念に基づく客観的普遍性ではなくして、概念に基づかざる、従って「概念なしの」(ohne Begriff) 普遍性、即ち主観的普遍性にほかならない。

では、かかる「主観的普遍性」は如何にして可能なのか。別言すれば、「各人に対する普遍妥当性」は如何にして成立しうるのか。

この課題の解明は、カントが「趣味批判を解明する鍵 (Schlüssel)<sup>67)</sup>」と呼んだ問題、即ち「趣味判断において、快の感情は対象の判定に先立つのか、それともその逆なのか」という問題の究明において、明らかにされてくる。

もし前者のように、快の感情が対象の判定に先行するならば、このような快感は、感覚的快感即ち単なる快適にほかならず、従って又、この種の快の性質上、個人的妥当性(Privatgültigkeit)を持ちうるにすぎない。それ故、「かかる考え方は自己矛盾に陥いるだろう<sup>68)</sup>」。かくして、後者、即ち対象の判定が快の感情に先行するという考え方が把握されねばならない。こうした考え方から明らかになることは、次のことである。即ち、与えられた表象における「心的状態の普遍的関与性」(die allgemeine Mitteilbarkeit des Gemütszustandes)こそが、趣味判断の主観的条件としてこの判断の根底に存し、対象に関する快を生起させるものである。全ての人が普遍的に関与しうるものは、認識と認識に属する限りにおける表象とだけである。かくて、もしこのような表象の普遍的関与性(allgemeine Mitteilbarkeit)に関する判断の規定根拠が、単に主観的に、即ち対象の概念なしに考えられるとするならば、「かかる規定根拠は、心的状態、云い換えれば我々の表象能力が与えられた表象を認識一般(Erkenntnis überhaupt)に関係せしめる限り、表象能力相互の関係において見出されるところの心的状態(Gemütszustand)以外のものではありえない<sup>69)</sup>」。

こうした美的判断の規定根拠たる「心的状態」とは、如何なるものであろうか。

カントによると、かかる心的状態は、認識能力(構想力と悟性)が与えられた表象に関し

て、認識一般のために「自由な遊び」(das freie Spiel)を営んでいるという感情の状態であるとされている。対象の表象から認識が成立するためには、この表象は「直観の多様を総括する」能力たる構想力(Einbildungskraft)と、多様の表象を結合する「概念の統一」の能力たる悟性(Verstand)とを必要とするのである。そして判断力(Urteilkraft)は、「構想力を悟性に適合させる能力」として、両者を媒介し総合するのである。美的判断は、規定的判断力ではなくて、「反省的判断力」(die reflektierende Urteilkraft)によってのみ可能である。反省的判断力は、「特殊のみが与えられていて、それに対して普遍的なものを見出す<sup>89)</sup>」能力である。だからして、美的判断において、反省的判断力は与えられた特殊表象を、ただ認識一般に関係せしめるにすぎない。そうすると、かかる表象は、認識能力の活動を喚び起すことになり、認識能力たる構想力と悟性とは、相共に自由な遊びを営むのである。そこに美の快感が生じるのである。「対象が与えられる表象における、認識能力のかかる自由な遊びの状態こそ、普遍的に関与され(allgemein mitteilen lassen)ねばならない。<sup>90)</sup>」換言すれば、「趣味判断における表象の仕方の主観的普遍的関与性は、構想力と悟性との(この二つの認識能力の合致が、認識一般に要求される限りにおいて)自由な遊びにおける心的状態にほかならない。<sup>91)</sup>」

趣味判断は、特定概念を前提しない故に、この場合、直観の多様を総括する能力としての構想力は、自由に形像を構成する想像力一般としての構想力であり、概念の統一の能力としての悟性は、概念あるいは規則の能力一般としての悟性であり、構想力と悟性との合致は、ただ認識一般にとって要求されるのである。従って両者の相互的合致は、両者の「相互的主観的一致」(wechselseitige subjektive Übereinstimmung)を意味している。そこに美に対する普遍的賛同を要求しうる根拠があり、換言すると趣味判断の主観的普遍性の根拠があるのである。

「対象あるいは対象の表象の単に主観的な(美的な)判定は、対象に関する快に先行しており、そして認識能力の調和(Harmonie)に関するこの快の根拠をなすのである。我々が美と名づける対象の表象に結びつけるところの満足の主観的普遍的妥当性は、実に対象の判定における主観的条件のかかる普遍性に基づいている。<sup>92)</sup>」

### § 3. 「関係」的考察——「合目的性」

趣味判断は、その第三契機たる「関係」(Relation)の観点から見て、次のように定義されている。——「美とは、合目的性が目的の表象なくして対象において知覚される限りにおいて、対象の合目的性の形式である。<sup>93)</sup>」(Schönheit ist Form der Zweckmäßigkeit eines Gegenstandes, sofern sie ohne Vorstellung eines Zwecks an ihm wahrgenommen wird.)

「関係」の観点から導出される趣味判断の特性は、カント美学の脊梁をなす「合目的性」(Zweckmäßigkeit)の概念である。ところで、この定義において「目的の表象なしの合目的性」ということが意味されているが、これは如何なることか。目的は本来意志の目的であり、

常に関心を伴うことになる。だが意図や関心は美的印象を破壊してしまう。第一契機の「無関心性」から明らかのように、あらゆる関心や意図は排除されねばならず、対象の合目的性は、関心や意図なき、従って目的なき合目的性である。かくて、美の本質は、かかる「意図なき合目的性」、即ち「目的なき合目的性」(Zweckmäßigkeit ohne Zweck)として、規定されているが、同時にまたこうした表現自体に問題の困難も露呈されているといえる。即ちかかる「目的なき合目的性」とは、如何なるものか、そして何処に求め得るであろうか。それは対象そのものの中に求めることは出来ない。何となれば、対象のうちにその根拠を有するような、客観的な合目的性は、常に或る関心に関係づけられるほかはないから。それ故、対象の美的合目的性は、その対象の観照が、純粹に観照する関心のみに基づいていて、しかも合目的と思われる或る心的状態へ我々を移すということに基づくとするよりほか仕方はないのである。「純粹理性批判」の教示するように、いかなる対象の把握においても、感性的直観と悟性的思惟との両根本機能は相互に一つに結び合っている。しかしこの合一は、必ずしも常に等しく機能するとは限らない。だがとにかく、純粹な無関心裡に成立する美的状態は、ただ対象の把握において構想力と悟性との調和して均斉の取れた働き方をする場合、即ち二つの認識能力が互いに平衡を保つ場合にのみ、現われうるであろう。換言すれば、美的判断の成立は、構想力と悟性との自由な調和の関係に基づいていた。その際、直観の対象の形式を構想力の中へ捕捉することは、反省的判断力が、たとえ意図しないにせよ、これらの形式を少くとも直観を概念に関係せしめる自分の能力と比較しなければ、生じえないとカントは考えている。だから、「かかる比較において、構想力(先天的な直観の能力としての)が、与えられた表象によって悟性(概念の能力としての)と意図せずに(unabsichtlich)調和し、こうして快の感情が喚起されるならば、その時その対象は、反省的判断力にとって合目的(zweckmäßig)と見なされねばならない。<sup>8)</sup>」。

要するに、「対象が合目的と呼ばれるのは、この対象の表象が快の感情と直接に結合しているから<sup>9)</sup>」にほかならない。その場合、かかる快感は何を表現しているかという、それは、「客観と認識能力、即ち反省的判断力において自由に遊ぶところの認識能力との適合(Angemessenheit)であり、そしてこれらの認識能力がこうした状態にある限り、客観の単に主観的形式的合目的性(eine subjektive formale Zweckmäßigkeit des Objekts)にほかならない<sup>10)</sup>」ということである。言い換えれば、美的判断における構想力と悟性との間のこの調和の関係は、我々にとって(換言すると反省的判断力にとって)明らかに「合目的な関係」であって、この合目的性を、我々は対象を美しいと判定するときの感情の中で感ずるのである。そこに、美の快感を感ずるのである。だからして、「この快の根拠は、反省的判断力の主観的だが普遍的条件、即ち対象(自然の所産と芸術の所産)と認識能力(構想力と悟性)相互の関係との合目的一致(die zweckmäßige Übereinstimmung)に見出されている。<sup>11)</sup>」のである。

かくして、美的合目的性は、「目的なき合目的性」として対象そのものの中ではなく、対象を受け取る我々の主観の中にある。美は、物の贅辞でない、即ち物の性質のように概念から

演繹しうような賓辞ではない。「美は、主観の感情に関係しない限り、それ自体だけでは無（nichts）である。<sup>89</sup>」。美的合目的性は、ただもっぱら我々が対象を省察（観照）する仕方の中へ移されるのである。

かくて、趣味判断の本質的特性として、次のことが帰結されうる。——「趣味判断が対象を美と名づけるのは、対象がそれを受けとる我々の仕方に従って判定されるという性質に基づいているということにこそ、趣味判断は存するのである。<sup>90</sup>」と。

いずれにしても、美的合目的性が、主観的合目的性にはかならないことは、明らかであろう。「趣味判断の規定根拠を成すところのものは、対象の表象における一切の目的（客観的目的にも主観的目的にも）にかかわりのない主観的合目的性（die subjektive Zweckmäßigkeit ohne allen Zweck）以外の何物でもありえない。<sup>91</sup>」。

カントは、「美的判断における快（Lust）は、全く観照的（kontemplativ）であって、対象に関する関心を生ぜしめない。<sup>92</sup>」という含蓄ある言葉を述べているが、美の観照には、何の目的もいらない。美は、無関心の満足であったように、目的なき合目的性である。美的判断の規定根拠は、概念ではありえず、従って又ある一定の目的の概念でもありえない。美的判断は、主観的根拠に基づくが故に、“ästhetisch”な判断である。つまり、美的判断は、対象の表象を主観にだけ関係させる、そして対象そのものの性質を我々に開示するのではなくて、我々の表象の仕方が対象を規定する場合の「合目的形式」（die zweckmäßige Form）を示すにすぎないのである。美の判定は、単に形式的合目的性、即ち一切の目的なき合目的性を根拠とするものであり、美の快感は、「主観の認識能力の遊びにおける単に形式的な合目的性の意識<sup>93</sup>」なのである。要するに、「判断が美的判断と呼ばれるのは、その規定根拠が概念ではなくて、心的能力の遊びにおける調和の感情（das Gefühl jener Einhelligkeit）であり、又この調和が我々によって感じられうるから<sup>94</sup>」である。

かくして、美とは、目的なき合目的性として、形式的合目的性である。こうしたカントの定義に完全に合致するような純粋な美は、「自由美」（freie Schönheit: pulchritudo vaga）であって、「附庸美」（die bloß anhängende Schönheit: pulchritudo adhaerens）ではありえない。自由美とは、例えば花は美しいと云う時に、花の目的が何であり、その本質概念が何であるかを問わずして、花を美しいと判断するように、「対象が本来なんであるべきかということの何等の概念をも前提しない<sup>95</sup>」のであり、従って又、「いかなる目的の概念をも前提しない<sup>96</sup>」のである。それは又、物そのものの（それ自体だけで存立する）美と呼ばれる。これに反して、附庸美とは、例えば教会の美しさを判定するとき、教会をして教会たらしめる所以の本質を前提するように、「かかる概念とこの概念に従う対象の完全性とを前提する<sup>97</sup>」ものである。それは、概念に付属する美（条件付きの美）として、ある特殊な目的の概念のもとにあるような対象に帰せられるのである。

今一度、この自由美を、前述した美的判断の成立する心的状態との関係において附言するならば、かかる自由美、即ち純粋なる美は、構想力を悟性との調和的關係の中へ入れる「形式の



遊び」(Spiel der Form)のみがある場合、ただその場合にのみ、見出されるのである。

#### § 4. 「様相」的考察——「必然性」

趣味判断は、その第四契機たる「様相」(Modalität)の観点から見て、次のように定義されている。——「美とは、概念なくして必然的満足の対象として認識されるところのものである。<sup>68)</sup>(Schön ist, was ohne Begriff als Gegenstand eines notwendigen Wohlgefallens erkannt wird.)」

趣味判断の「様相」的性格は、このように「必然性」であるが、かかる「概念なき必然性」(Notwendigkeit ohne Begriff)とは、如何なるものであろうか。

趣味判断は、「概念を欠く」が故に、概念に基づくような客観的な認識判断ではない。だから、それは一定の概念から導出されるような、理論的な客観的な必然性を持つことは出来ない。趣味判断の必然性は、主観的必然性にほかならない。美は、満足に対して必然的関係(eine notwendige Beziehung auf das Wohlgefallen)を有するが、「かかる必然性は、美的判断において考えられるところの必然性として、ただ範例的(exemplarisch)とのみ呼ばれうる。<sup>69)</sup>」カントのこうした言葉から明らかなように、美的判断の有する必然性は、範例的必然性であって、「説示できない普遍的規則の一例と見なされるような一つの判断に、全ての人が同意せねばならない、という必然性(eine Notwendigkeit der Beistimmung aller zu einem Urteil)<sup>69)</sup>」なのである。だからそれは、無条件に妥当する法則的な必然性ではなくして、条件付き(bedingt)の主観的必然性なのである。

では、美的判断のかかる「主観的必然性」(die subjektive Notwendigkeit)とは、如何なるものであろうか。美的判断は、主観的根拠だけに基づくが故に、主観的である。しかしそれにも拘らず全ての人に「普遍的同意」(allgemeine Beistimmung)を要求するのである。これが、美的判断の主観的必然性の意味にほかならない。だがしかし、このことは、一体如何にして可能なのであろうか。

この問題は、本質的に所謂「趣味判断の演繹」(Deduktion der Geschmacksurteile)の問題と同一である。それ故に、この問題の解決のために、「演繹」の考え方を要約しよう。カントは、「普遍的同意の要求の正当さを証明するには、次の二件を承認するだけで十分である。<sup>69)</sup>」と述べて、その二件を次のように論及している。即ち、(1)判断力の主観的条件は、かかる美的判断において働く認識能力と認識一般との関係に関して、全ての人間において一様(einerlei)であること。(2)美的判断は、如上の関係(従って判断力の形式的条件)だけを顧慮する、だから又純粹である。即ち対象の概念や感覚を規定根拠として交えていないのである。更に、「演繹」の要約を換言すれば、それは、第一に、我々は自分自身の内に見出すところの判断力の主観的条件を、全ての人間において普遍的に前提して差支えない、又第二に、我々は与えられた対象をかかる主観的条件のもとに正しく包摂している、ということである。だからこの「演繹」の結論として、全ての人に対する普遍的同意の要求の正当性が承認されているのである。——

さて元に戻ると、カントが趣味判断に普遍的同意を要求しうると考えたのは、「人は、そのために全ての人に共通する根拠 (*Grund, der allen gemein ist.*) を有する<sup>49)</sup>」と考えたが故にである。では、趣味判断の範例的必然性を可能ならしめるところのかかる「全ての人に共通する根拠」とは、何であるのか。

この「共通の根拠」とは、カントによって「共通感」(*Gemeinsinn: sensus communis*)と考えられている。共通感とは、「何が我々に快いかあるいは快くないかを、感情によってのみ規定するような、従って概念によってではないがそれにも拘らず普遍妥当的 (*allgemeingültig*) に規定するような、主観的な原理<sup>49)</sup>」なのである。だがしかし、我々はこうした共通感なるものを想定し、前提しうるための根拠を有しているであろうか。

認識一般は、原理的に全ての人に関与さるべきものである。だから、認識作用の主観的条件も形式的に云って、全ての人に共通の在り方を有しており、従って又同じく普遍的に関与されねばならない。この考え方が、カントをして共通感を前提せしめた根拠なのである。「認識能力の認識一般に対する調和 (*die Stimmung*) はもとより、そしてある表象から認識が作り出されるために、この表象に適応するところの均衡 (*Proportion*) も、全ての人に普遍的に関与されねばならない。<sup>49)</sup>」

与えられた表象が構想力を働かせると、構想力は直観の多様を総括し、次に構想力が悟性を働かせると、悟性はこの多様を概念によって統一しようとする。こうした二つの認識能力の間に成立する調和は、与えられる対象の相異に応じて相異なる均衡を有することになる。しかしそれにも拘らず、一種の調和が常に存しなければならない。「このことは、実際の (*wirklich*) にも常に行われているのである。<sup>49)</sup>」こうした調和は、概念によってではなくて、感情 (*Gefühl*) によってのみ、規定されうる。ところで前述のように、こうした調和には、全ての人が普遍的に関与しえねばならないから、従って又、かかる「調和の感情」(*das Gefühl der Stimmung*) にも、全ての人が普遍的に関与しえねばならない。しかしながら、ある感情に全ての人が普遍的に関与しうるためには、そこに一種の共通感が前提されていると考察されねばならない。そこで、かかる共通感が根拠をもって前提されうることになったのである。

美的判断は、概念に基づくのではなくて、我々の感情にのみ基づく。そこで、この感情は、個人的感情 (*Privatgefühl*) としてではなく、「共通的感情」(*ein gemeinschaftliches Gefühl*) として、従って「共通感」として美的判断の根底に置かれるのである。それ故に、「趣味判断は、共通感 (我々が解する共通感とは、外感のことではなくて、我々の認識能力の自由な遊びから生じる結果のことである) が存在するという前提の下でのみ、可能なのである。<sup>49)</sup>」

かくして、趣味判断、即ち美的判断において考えられる必然性は、範例的必然性、従って普遍的同意の必然性である。これは、主観的必然性であるが、しかし、共通感という前提の下では客観的必然性と見なされうるのである。

## § 5. 結びに代えて

我々は、美的判断の構造を、趣味判断の分析を通じて明らかにした。趣味判断は、質、量、関係、様相という四つの契機に依じて究明され、その結果それぞれ「関心なき満足」、「概念なき普遍性」、「目的なき合目的性」、「概念なき必然性」という美の四つの本質の規定が導き出されたのである。

ところで、我々はこうした美の本質規定を考える時に、又これまでの美的判断についての考察を考え合わせる時に、カントは、創造の美についてではなくて、観賞（観照）の美について論じているのではないかという感じを免がれなかった。

我々がそのように感じた疑念をいくつか上げると、第一に、カントは、美の分析を趣味判断の分析として究明しているように、カントが美的判断を趣味判断と同一視していることである。「趣味とは、美を判定する能力である。<sup>69)</sup>」という趣味の定義をカント自身行っているように、趣味とは、およそ観賞（観照）や美的享受の判定能力でありえても、それだけでは決して芸術創造の生産的能力たりえないのである。

第二に、カントの美学の立場は、主観主義的であり、従って又、受動的、観照的であるということ。カントが問題にするのは、端的に美の本質は何かではなくして、我々を感動させた対象を美しいと感じる主観の心的状態を省察して、そこに成立する美感（美的判断）の必然性や普遍妥当性は何か、或るは何に基づくか、ということなのである。こういう設問の仕方自体が、著しく受動的観照的であると云えよう。こうしたことは、次に述べるようなカント的な美的判断の特性を考える時に、直ちに明らかになる。即ち、「趣味判断が対象を美と名づけるのは、対象がそれを受けとる我々の仕方に従って判定されるという性質に基づいているということにこそ、趣味判断は存する。<sup>69)</sup>」。又、「快、不快の際には、対象が問題ではなくて、対象が如何に我々の心性を触発するかが問題である。<sup>69)</sup>」。

第三に、前述の美の本質規定に見られるように、それらの規定は、関心や意図や目的を全く排除していること。しかし、芸術的創造の場面を考える時に、多少ニュアンスは異なるにしても、むしろそこではこうした関心や意図や目的が、強烈に前面に出てくるように思われることである。少くとも一概にはそれらを拒否、排斥はしえないと思われる。又カントの美の規定は、ある意味で美の領域を著しく狭少化、制限化するように思われる。従って、それらの美の規定にもやはり受動的観照（観賞）の美観（美学）という感じを抱くのである。要するに、カント自身の次の言葉がそのことを端的に裏づけているように思われる：「美的判断における快は、全く観照的（kontemplativ）であって、対象に関する関心を生ぜしめない。<sup>69)</sup>」。

だが、しかし、カントの美学は遂に観照（観賞）の美学に終って、創造の美学たりえないであろうか。我々は、カントの「天才論」を考える時に、カントの美学は単に観照の美学に尽きず、又止どまらないと思う。むしろそこには、創造の美学が説かれてさえいるのである。かかる観点から考究する時、前述の美の四つの本質規定は又、新しい積極的な意味をもって、我々に迫ってくるように思われる。

こうしたことについては、いずれ稿を改めて論じたい。

#### 註

- (1) Kant: *Kritik der Urteilskraft*. (Philosophische Bibliothek-Ausgabe). s. 4 引用の頁付は、以後全て原版のものである。尚、引用文中の傍点は全て論者によるものである。
- (2) op. cit. s. 17
- (3) op. cit. s. 4
- (4) op. cit. s. 4
- (5) op. cit. ss. 6-7
- (6) op. cit. ss. 14-15
- (7) op. cit. s. 15
- (8) op. cit. s. 15
- (9) op. cit. s. 15
- (10) op. cit. s. 30
- (11) op. cit. s. 17
- (12) op. cit. s. 142
- (13) op. cit. s. 25
- (14) op. cit. s. 17
- (15) op. cit. s. 18
- (16) op. cit. s. 18
- (17) op. cit. s. 27
- (18) op. cit. s. 27
- (19) op. cit. s. 28
- (20) op. cit. s. XXVI
- (21) op. cit. s. 28
- (22) op. cit. s. 29
- (23) op. cit. s. 29
- (24) op. cit. s. 61
- (25) op. cit. s. XLIV
- (26) op. cit. s. XLIII
- (27) op. cit. s. XLIV
- (28) op. cit. s. XLVII
- (29) op. cit. s. 30
- (30) op. cit. s. 136
- (31) op. cit. s. 35
- (32) op. cit. s. 36
- (33) op. cit. ss. 36-37
- (34) op. cit. s. 47
- (35) op. cit. s. 48
- (36) op. cit. ss. 49-50
- (37) op. cit. s. 48
- (38) op. cit. s. 68

- (39) op. cit. s. 62
- (40) op. cit. ss. 62-'3
- (41) op. cit. ss. 151-'2
- (42) op. cit. s. 63
- (43) op. cit. s. 64
- (44) op. cit. s. 65
- (45) op. cit. s. 65
- (46) op. cit. ss. 64-'5
- (47) op. cit. s. 4
- (48) op. cit. s. 136
- (49) Kant: Vorlesungen über die Metaphysik. s. 168
- (50) Kant: Kritik der Urteilskraft. s. 36

(昭和49年 9 月30日受理)